

(1) ガイドラインの対象

本ガイドラインは、台東区内に表示・掲出されるもので、屋外広告物法第2条第1項※に定める屋外広告物に加え、窓面の内側から表示された広告物、光・映像装置付き広告、自動販売機についても対象としています。

台東区が設置する公共サインも参照することとし、国等の行政機関が設置するものについても、協力を要請します。

※屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

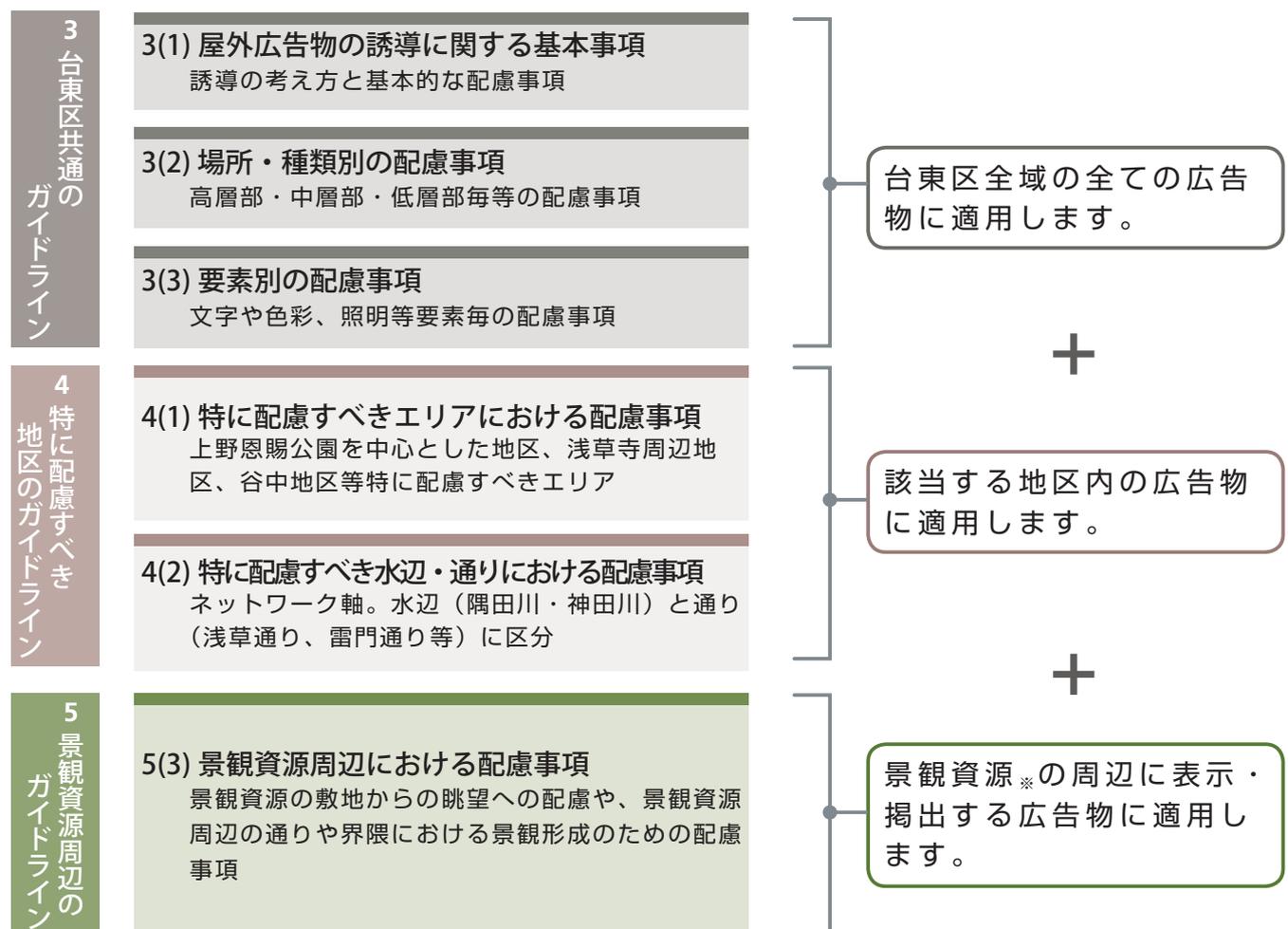
(2) ガイドラインの構成と適用方法

屋外広告物の表示・掲出については、台東区全域に共通して適用する「台東区共通のガイドライン」（第3章）と、「特に配慮すべき地区のガイドライン」（第4章）、「景観資源周辺のガイドライン」（第5章）で構成します。

特に配慮すべき地区では、「台東区共通のガイドライン」及び「特に配慮すべき地区のガイドライン」を適用します。

景観資源の周辺に表示する場合は、上記に加え、「景観資源周辺のガイドライン」を適用します。

なお、景観まちづくり協定（前頁位置図参照）が定められている地区では、その内容への適合も必要となります。



※景観資源 本ガイドラインにおいては、景観重要建造物、都選定歴史的建造物、世界文化遺産、国指定重要文化財、国指定史跡・名勝を指します。

(3) 特に配慮すべき地区の区域

屋外広告物は、地域のまち並みと調和した表示・掲出が求められています。このため、景観条例や景観計画に定める良好な景観形成を推進するうえで、特に重点的に取り組む必要がある地区を中心に、区域を設定します。

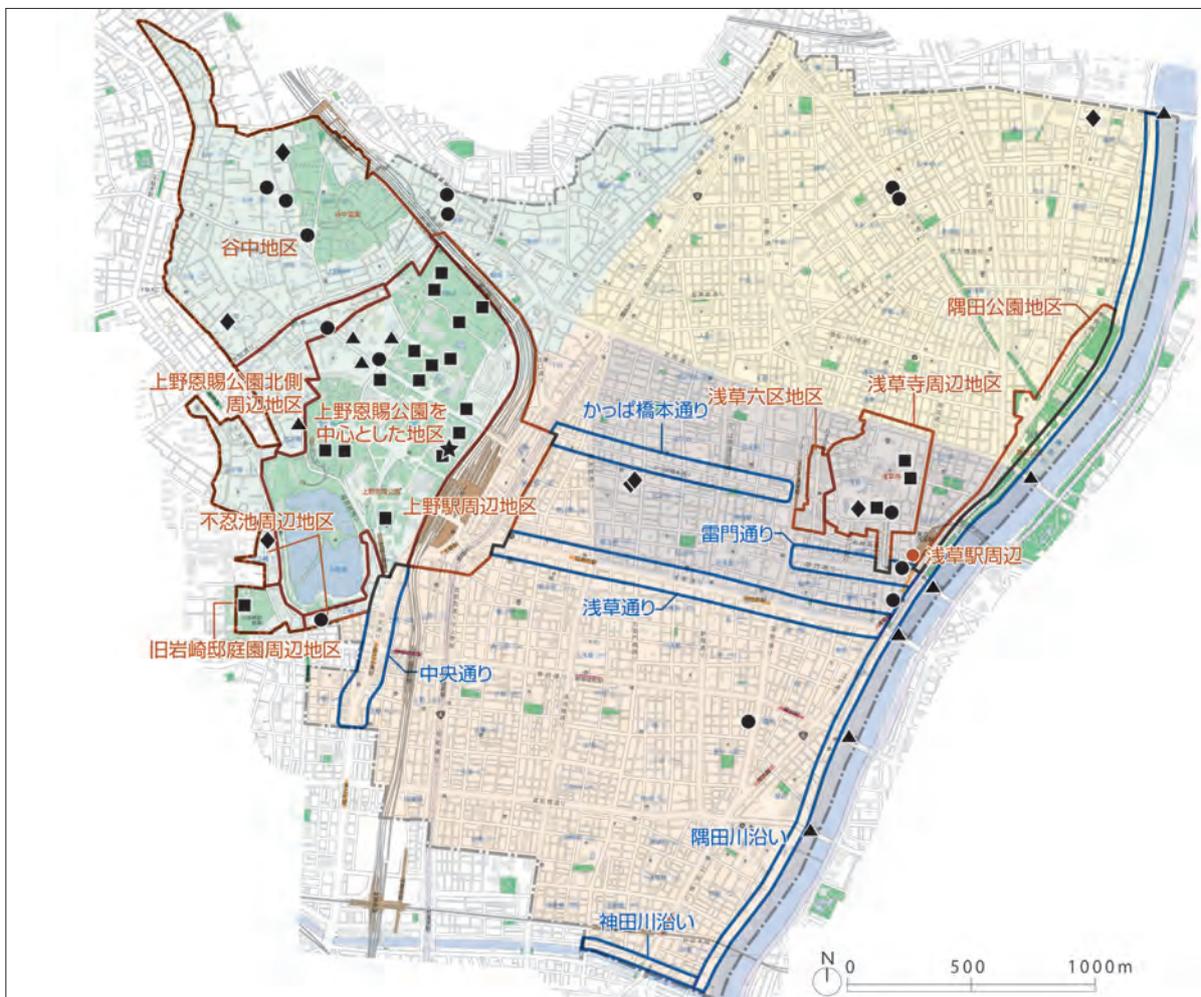
(4) 景観資源

景観資源は、民家、歴史的な建造物など、地域のシンボルとなるものが多数あります。また、地形を活かした眺望や祭礼などの伝統文化も、貴重な景観資源といえます。

これらのうち、本ガイドラインでは、次図に掲げるものを『景観資源』と位置付け、その周辺等における配慮を進めます。

特に配慮すべき地区及び景観資源（※）位置図

※本ガイドラインで位置づけるもの



特に配慮すべき地区の区域

1. 特に配慮すべきエリア
 景観の骨格を形成する地形や緑、歴史や文化的資産が集積する地区、区の玄関口にあたる地区で、特に良好な広告景観を形成する地区（台東区景観計画における景観形成特別地区及び景観育成地区）
2. 特に配慮すべき水辺・通り
 台東区の景観を特徴づける地形、歴史、交通等のネットワークを形成する河川沿いの水辺や通りで、地域特性を活かした広告景観を形成する地区（台東区景観計画における景観基本軸）

景観資源

●	景観重要建造物
▲	都選定歴史的建造物
★	世界文化遺産
■	国指定重要文化財
◆	国指定史跡・名勝

